

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について	支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について
<p>旅客又は乗組員の携帯品のうち外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第 2 号に掲げる貴金属に該当するものの輸出入許可に係る要領について、<u>令和 3 年 7 月 7 日</u>から、下記により実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 目的</p> <p>国際的に資金洗浄・テロ資金対策の重要性が強調されている中で、諸外国においてはキャッシュ・クーリエ対策を強化しており、多額の現金等の国外への持出し・国内への持込みに対して税関への届出（又は報告）制度を採用し、無届・虚偽届による国外への持出し・国内への持込みを犯罪化するとともに、税関への無届・虚偽届があった場合の当該現金等に係る出所及び目的の確認、疑わしい国外への持出し・国内への持込みの差止、没収等を実施している。</p> <p>我が国においても、国際的な取組みの強化に足並みを揃えつつ、税関におけるキャッシュ・クーリエ対策を強化するため、一定額又は一定重量を超える支払手段若しくは証券又は貴金属の携帯輸出入について申告書による申告を求ることとし、多額の現金等を携帯品に隠匿して持ち出そうとした場合又は持ち込もうとした場合に、税関が効率的に取り締まることとするものである。<u>併せて、申告のあった支払手段等又は貴金属について、我が国の法律により定義される犯罪収益等の疑義がある場合の税関における対応を明確にするものである。</u></p>	<p>旅客又は乗組員の携帯品のうち外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第 2 号に掲げる貴金属に該当するものの輸出入許可に係る要領について、<u>平成 28 年 2 月 19 日</u>から、下記により実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 目的</p> <p>国際的に資金洗浄・テロ資金対策の重要性が強調されている中で、諸外国においてはキャッシュ・クーリエ対策を強化しており、多額の現金等の国外への持出し・国内への持込みに対して税関への届出（又は報告）制度を採用し、無届・虚偽届による国外への持出し・国内への持込みを犯罪化するとともに、税関への無届・虚偽届があった場合の当該現金等に係る出所及び目的の確認、疑わしい国外への持出し・国内への持込みの差止、没収等を実施している。</p> <p>我が国においても、国際的な取組みの強化に足並みを揃えつつ、税関におけるキャッシュ・クーリエ対策を強化するため、一定額又は一定重量を超える支払手段若しくは証券又は貴金属の携帯輸出入について申告書による申告を求ることとし、多額の現金等を携帯品に隠匿して持ち出そうとした場合又は持ち込もうとした場合に、税関が効率的に取り締まることとするものである。</p>

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 用語の定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (5) (省略) <u>(6) 「犯罪収益等」とは、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第 2 条第 4 項に規定する犯罪収益等及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 94 号。以下「麻薬特例法」という。）第 2 条第 5 項に規定する薬物犯罪収益等をいう。</u></p>	<p>第 2 用語の定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (5) (同左) <u>(新規)</u></p>
<p>第 3 申告の対象等 (省略)</p>	<p>第 3 申告の対象等 (同左) <u>(新規)</u></p>
<p>第 4 犯罪収益等の疑義がある場合の対応 <u>組織的犯罪処罰法第 13 条（犯罪収益等の没収等）又は麻薬特例法第 11 条（薬物犯罪収益等の没収）の規定に基づき、犯罪収益等については没収することができるとされていることを踏まえ、申告のあった支払手段等又は貴金属について、犯罪収益等の疑義があるときは、申告内容の真正性を確認することとし、その間輸出入のための移動を停止させるとともに、警察に通報し取扱いについて協議する。</u></p>	